

議員定数・議員報酬・政務活動費の削減を決定

議会改革検討委員会では、市議会自らが議会費の削減に取り組むことで、市の行財政改革を一層推進するため、議員定数・議員報酬・政務活動費の見直しを検討してきました。

平成 25 年 5 月以降、28 回の委員会を開催し、同規模人口の市の状況の把握や議会・議員に対する市民意識の聴取方法などについて協議を重ね、平成 25 年 11 月には市民アンケートを実施しました。

その後、各会派から出された見直し案や意見を基に協議が行われ、平成 26 年 2 月には議会改革検討委員会としての見直し案を決定し、意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

お寄せいただいたご意見を基に再度協議した結果、改正内容を決定し、3 月定例会最終日に議会案を上程、全会一致で可決されました。

《改正内容》

- 議員定数
33 人（2 人減）
- 議員報酬（月額）
 - 議長 740,000 円（3 万円減）
 - 副議長 690,000 円（ " ）
 - 議員 640,000 円（ " ）
- 政務活動費（月額）
100,000 円（2 万円減）

なお、この度の見直しにより約 4 人分の費用が削減されることとなります。

（適用は次回市議会議員選挙から）

※1 議員の報酬額と、当選回数（期数）および得票数は関係ありません。

※2 議員に退職金はありません。また議員年金制度は平成 23 年に廃止となりました。

※3 本市議会では、議員に対する交通費などの費用弁償は支給していません。

パブリックコメントの実施結果

2 月 18 日から 3 月 3 日にかけて、上記見直しについてパブリックコメントを実施し、33 人の方々からご意見をお寄せいただきました。

なお、お寄せいただいたご意見は、市議会ウェブサイト内に掲載しています。（「議会改革の取り組み」をご覧ください。）